

## 12 雇用・労働関係

### ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

規制改革推進のための3か年計画改定平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 自発的なキャリア・アップの支援	厚生労働省	民間活力を最大限活用した就職カウンセリング、マッチング・サービスの充実とともに、自発的なキャリア・アップの支援を図る必要があること等の点に留意しつつ、引き続き、必要な措置を講ずる。	引き続き措置			○ (厚生労働省) 働く者の自律的なキャリア形成を支援するため、キャリア・コンサルタントの能力水準の確保と社会的認知度の向上を図ることができるよう、平成20年度より、指定試験機関(民間)方式による技能検定2級試験を実施しているところである。 また、再チャレンジが可能な社会を実現するための取組として、例えば、若年者地域連携事業等により、民間活力を活用した就職支援を行っている。

### イ 就労形態の多様化を可能とする規制改革

規制改革推進のための3か年計画改定平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接の解禁	厚生労働省	ミスマッチから生じる中途解約等の問題の発生を未然に防止するためにも、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁のための条件整備について、引き続き検討を行う。	検討	検討		○ (厚生労働省) 労働政策審議会における検討を終え、平成20年9月24日に「期間の定めのない雇用契約の派遣労働者について、特定を目的とする行為を可能とするとともに、その際には、年齢又は性別を理由とした差別的取扱いの禁止規定等を整備することが適当である」との建議を得、同年10月29日に同審議会より、同内容を含む労働者派遣法の改正案について「おおむね妥当」とする答申を受け、同年11月4日に同改正案を国会へ提出した。
② 派遣労働者に対する雇用契約申込み義務の見直し	厚生労働省	改正労働者派遣法の施行状況、今後の影響の見直し等を踏まえ、引き続き検討を行う。	検討	検討		○ (厚生労働省) 労働政策審議会における検討を終え、平成20年9月24日に「期間の定めのない雇用契約の派遣労働者について、労働者派遣法第40条の5(雇用契約申込義務)の適用対象から除外することが適当である」との建議を得、同年10月29日に同審議会より、同内容を含む労働者派遣法の改正案について「おおむね妥当」とする答申を受け、同年11月4日に同改正案を国会へ提出した。
③ 日雇派遣労働における賃金不払等の解消	厚生労働省	日々雇い入れられる派遣労働者(日雇派遣労働者)については、賃金からの不透明な天引きによる賃金不払等の問題を指摘する声もあることを踏まえ、労働基準法上問題となった事案を整理し、使用者、労働者等への周知を図る。		措置		○ (厚生労働省) 日雇派遣労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準法上問題となった事例と注意点をホームページへ掲載し、周知を図った。
④ 派遣と請負の区分の具体的な当てはめの一層の明確化	厚生労働省	労働者派遣法の適正な運用を確保するため、37号告示や要領の具体的な当てはめについて、監督及び指導が適切に行われているかを検証しつつ、請負事業主にとってより明確となるようにするための検討を行う。		検討		○ (厚生労働省) 37号告示や業務要領の具体的な当てはめについて、監督及び指導が適切に行われているかを検証し、請負事業主にとって明確となるよう、可能な限りの事例収集の上で、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)に係る疑義応答集について(平成21年3月31日職業安定局長通達)を发出了。

ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

規制改革推進のための3か年計画改定平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 労働契約法制の整備	厚生労働省	労働契約法制は、民法の特別法として、契約当事者である労使双方の意思(労使自治)を可能な限り尊重する必要があること等に留意し、労働政策審議会において検討を行ったところであり、その取りまとめ結果に基づき、所要の措置を講ずる。 【労働契約法(平成19年法律第128号)】	措置済			◎

エ 就労の促進・チャレンジ機会の拡大

規制改革推進のための3か年計画改定平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 理・美容師資格の中卒者の取得要件の見直し	厚生労働省	a 理容師・美容師資格の取得にあたり、理・美容師養成施設にて、中学校卒業者に対して追加的に課されている講習課程を法改正の趣旨を踏まえて必要なものに限定する観点から見直しを検討する。 【平成19年11月6日理容師養成施設及び美容師養成施設の適正な運営の確保に関する検討会報告書】	措置済			◎
		b 理・美容師資格は、現在でも中学校卒業者が取得可能であることについて、資格取得による再チャレンジを促進する観点から、これを周知する。	措置済			◎
② 理・美容師養成施設での教科課程等の見直し	厚生労働省	a 実務との関連が薄い内容も見受けられる養成段階で教授する教科課程の内容について、質の高い理容師・美容師を養成するという観点を踏まえつつ、受講者の負担を軽減することも重要であることから、理容業務及び美容業務に関連の深い内容を中心とした構成となるよう見直しを行う。		結論		○ (厚生労働省) 教科科目ごとに教授すべき内容の見直しの方向性について結論を得た。
		b 理容師及び美容師のうち一資格を有する者が他方の資格を取得する場合、新たに取得しようとする資格に係る養成施設の養成課程を修了する必要がある。その際、一部教科課程は免除されるものの、免除対象外の教科課程の内容についても、両資格間で類似の必修内容があり得ること、また再度受講させる必要性の薄い選択必修内容があり得ることから、両資格の教科課程の内容を精査し、修業年限を見直すことが必要であるという意見があることも踏まえつつ、免除範囲を拡大することを検討する。		平成20年末までに結論	平成21年度の授業より措置	○ (厚生労働省) 選択必修科目について、その免除範囲を拡大することとし、教科課程の基準の改正を行い、平成21年4月1日から施行することとした。(平成21年3月26日厚生労働省告示第107号)

規制改革推進のための3か年計画改定平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
③ 国家公務員の採用年齢等の見直し	【人事院】	a 再チャレンジを支援する観点から、人事院において、国家公務員試験の受験年齢上限を引き上げるための検討を平成19年末までに行うよう、要請する。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	平成19年末までに検討			○【人事院】 人事院では、公務における人材供給構造の変化や、国家公務員制度改革基本法において採用試験の種類及び内容の見直し等の措置を講ずることなどが求められていること等を踏まえ、平成20年8月に国会及び内閣に対して行った人事院勧告時の公務員人事管理に関する報告において、次のとおり認識・取組の方向等を表明した。 ○「本院は、採用試験の基本的な見直しに向けて、20年6月に各専門分野の学識経験者からなる「採用試験の在り方を考える専門家会合」(座長:高橋滋一橋大学教授)を開催し、各試験の意義、検証すべき能力と検証の手法などについて、専門的な見地からの検討を開始したところであり、同専門家会合における議論を踏まえながら、積極的に検討を進めることとする。」 ○「平成18年度より、本院と各府省とが協力して、年齢要件を設けず、民間経験者等を広く募集し、能力実証を経て選考採用を行う、経験者採用システムを導入している。係長級職員や新司法試験合格者などの選考採用に活用されており、今後の中途採用試験の在り方を念頭に置きながら、更なる活用に努めていきたい。また、国家公務員採用試験の年齢要件の在り方についても、これら経験者採用システムや「再チャレンジ試験」の今後の位置付けと併せ、民間の動向等をも十分に把握しながら、必要な検討を行うこととしたい。」 その後、平成21年3月19日に「採用試験の在り方を考える専門家会合」の報告書が取りまとめられた。人事院としては、同報告書の内容を踏まえ、受験資格も含め、採用試験の見直しの具体化について、検討を進めているところ。 なお、検討の一環として、民間企業における新規採用等の状況について昨年行った調査結果をまとめ、平成20年9月30日に「平成19年民間企業の勤務条件制度等調査結果について」として発表した。引き続き、民間企業における新規採用等の状況についての調査を平成20年10月上旬～11月下旬に実施したところであり、現在、結果を集計・分析中。
	内閣官房 総務省 【人事院】	b 国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)につき、初年度の応募状況、採用結果等を踏まえ、平成20年度以降の実施に向けて、採用職種、採用人数、受験年齢等につき見直しを行う。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	結論	平成20年度実施の試験より措置		○(総務省) 内閣官房及び総務省では平成20年11月から12月にかけて、平成19年度に実施した再チャレンジ試験による採用者について、各省人事担当者や採用部署の上司、採用者本人等からの勤務状況のヒアリング等を実施することにより、採用後の状況把握を行ったところ。また、その際には平成20年度試験の受験者・採用内定者の状況等についても併せて把握した。 平成21年度の再チャレンジ試験については上記の結果及び各府省の採用ニーズ等を踏まえ、基本的に20年度と同様の試験を実施することとし、各省庁人事担当課長会議において申合せを行った。 なお、再チャレンジ試験の在り方については、これまでに実施した同試験の状況並びに国家公務員制度改革基本法による採用試験の種類及び内容の見直しに係る議論、「採用試験の在り方を考える専門家会合」(人事院に設置)の報告書を受けた、人事院における国家公務員の採用試験の見直しの検討状況等を踏まえ、引き続き検討することが必要である。

規制改革推進のための3か年計画改定平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
④ 保育士試験受験要件等の見直し	厚生労働省	a 保育士試験においては、高卒者及び中卒者について受験要件としている実務経験を積む機会が限定的であるのが実態である。 実務経験の内容について、実務経験を広げる観点から、家庭的保育(保育ママ)の経験を含める等対象範囲を広げるとともに、フルタイム勤務に限らず多様な勤務形態を認める等の見直しについて検討を行い、その結果を広く周知する。		検討開始		◎ (厚生労働省) 平成21年2月27日付け「保育士試験の実施について」により、高卒者及び中卒者の受験要件の1つである家庭的保育事業に従事した場合について、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者に限定していたが、その限定条件を削除。また、パートタイムの勤務形態も受験要件に算入できるよう、平成21年「保育士試験受験の手引き」に実務経験の総時間数を明記。
		b 保育士養成制度の見直し(養成施設のカリキュラムや保育士試験のあり方等)においては、保育現場での実践力を備えた人材を養成することに留意する。また、高卒程度の学歴を有しない者に対しても、家庭的保育(保育ママ)の経験を有する者については養成施設への入所を可能とする等、育児・保育経験を有する人材がチャレンジする機会を確保する観点から検討する。		検討開始		○ (厚生労働省) 社会保障審議会少子化対策特別部会等において、保育士の養成・研修のあり方について議論が行われた。 また、保育士養成施設の養成課程や保育士試験の科目の整理等については、平成21年度中に専門家による検討会を立ち上げることとした。
⑤ 生活保護制度の見直し	厚生労働省	a 勤労控除については、勤労に伴う必要経費を補填し勤労意欲の増進や自立助長を図る目的から、勤労収入に応じてその一部を生活保護受給者の手元に残す仕組みとしている。しかし、勤労控除の水準が少なく、また、「勤労控除」という名称が生活保護受給者に分かりにくく、制度が勤労意欲の増進につながっていないとの指摘もあることから、就労促進に向けた検討を行う。	検討			○ (厚生労働省) 平成19年度開催した「生活扶助基準に関する検討会」において、勤労控除の在り方について、勤労意欲の増進や自立助長を図る観点からどのような工夫が可能か検討を行い課題を整理した。
		b 医療扶助については、受給者の申請に基づき指定医療機関の要否意見を踏まえて医療券を交付することにより、現物支給される仕組みとなっているが、受診者に自己負担がないことから、必要以上に受診を繰り返す被保護者が存在するとの指摘がある。このような扶助状況は生活保護からの脱却を阻害する要因にもなっていることから、必要以上の受診を解消するための方策を検討する。		平成20年 検討		○ (厚生労働省) 「地方分権改革推進委員会第1次勧告」(平成20年5月28日)を受けて決定した「地方分権改革推進要綱(第1次)」(20年6月20日)に基づき行った国と地方の協議において、医療扶助の在り方について検討を行い、平成21年3月23日にとりまとめに至った。

オ その他

規制改革推進のための3か年計画改定平成20年3月25日閣議決定における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 労働基準監督署への届出書類の一括届出化	厚生労働省	預金管理状況報告の本社一括届出については、事業場単位での届出に係る労働基準関係法令の考え方の整理もしつつ検討し、早期に措置する。	措置済			◎
② 労働政策の立案について	厚生労働省	労働政策の立案に向け、労働者代表及び使用者代表を含む三者構成の労働政策審議会において審議が行われる際には、課題に応じて組織化されていない労働者や使用者を含む多様な者の見解を各種統計調査の活用等を通じてきめ細かく把握し、政策立案に反映する取組を、一層適切に講じる。		逐次実施		- (厚生労働省) 労働政策審議会の労使委員は、それぞれ労働者一般の代表及び使用者一般の代表として就任いただいております。組織化されていない労働者や、中小企業の立場も踏まえた意見を述べていただいております。 現在においても、そのような多様な関係者の意見を審議に反映するため、既存の統計調査の活用やアンケート調査、ヒアリングの実施など、きめ細やかな対応を行っており、今後とも逐次実施を図る。